



令和8年7月10日

午後1時

「農地の日」の実践活動として

「農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議および研修会」

「農地パトロール出発式」を開催します

- 1 目的
  - ・農業委員及び農地利用最適化推進委員としての資質向上を図るため
  - ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の意思統一と士気高揚を図るとともに、優良農地の確保と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消への取り組みを関係者で共有し、農地パトロールの円滑な実施を図るため
- 2 日時 7月15日（水）午前9時30分～正午
- 3 場所 川崎農村環境改善センター4階多目的ホール
- 4 内容
  - (1) 令和8年度第1回農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議および研修会
  - (2) 農地パトロール出発式
- 5 その他
  - ・農地法が昭和27年に制定されたことを受けて、岩手県の農業委員会組織（市町村農業委員会・県農業会議）が、農地法制定日の7月15日を「農地の日」と設定している
  - ・農地パトロールは、当日は出発式までを行い、実際のパトロールを地域ごとに後日実施します
  - ・詳しくは添付の開催要項を参照してください

## 問い合わせ先

〒029-0202 岩手県一関市川崎町薄衣字諏訪前137

農業委員会事務局農地係 主査 千葉

電話：(0191)43-3606（ダイヤルイン）

FAX：(0191)36-5606

メールアドレス：noi@city.ichinoseki.iwate.jp

## 令和 8 年度「農地の日」の実践活動開催要項

### I 趣旨

農地は、食料の生産のみならず、美しい農村空間の形成や洪水防止などの多面的機能を有し、人々の暮らしと命を支える重要な資源である。

しかしながら、農業従事者の高齢化や減少等により、遊休農地が増加している状況にあり、その有効利用の促進が重要な課題となっている。

岩手県農業会議では、農地法が昭和 27 年 7 月 15 日に制定されたことにちなんで、毎年 7 月 15 日を「農地の日」と定め、農業委員会系統組織において、この日を中心に創意工夫を凝らした多様な農地利用の最適化活動を展開することとしている。

一関市農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化に向け、幅広い観点から、これまで以上に積極的な活動とその「見える化」に取り組むこととする。

### II 主催

一関市農業委員会

### III 対象

農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）

### IV 開催日

令和 8 年 7 月 15 日（水）

### V 場所

川崎農村環境改善センター 多目的ホール

### VI 実践活動

#### 1 令和 8 年度第 1 回農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議及び研修会

##### (1) 目的

農地行政に関する知識の習得と委員としての資質向上を図ることを目的とする。

##### (2) 開催時間

① 9：30～10：45 「相続登記の申請の義務化」と「相続登記」について

② 11：10～11：40 農地パトロールにおける留意点について

※ 実践活動に含まれない研修として 10:45～11：00 に地域計画の今後の取組についてが行われます。

※ 研修会終了後 11：45 から農地パトロール出発式を開催

### (3) 研修概要

#### ① 「相続登記の申請の義務化」と「相続登記」について

- ・ 内容

令和6年4月から開始された「相続登記の義務化」を踏まえ、農地の相続登記等に関する相談に対し、農業委員等として適切な助言・対応を行うため、相続登記制度の詳細や実務上の留意点などの説明を受ける。

- ・ 講師

盛岡地方法務局水沢支局職員

#### ② 農地パトロールにおける留意点について

- ・ 内容

農地パトロールにおける非農地判断について、写真を用いてケーススタディを行う。

- ・ 講師

農業委員会事務局職員

## 2 農地パトロール出発式

### (1) 目的

出発式の開催を通して、市民に農地の確保と有効利用、遊休農地の発生防止・解消について理解を深めてもらうことを目的とする。

### (2) 開催時間

11：45（1の研修会終了後）～12：00

### (3) 概要

#### ① 開式

#### ② 農業委員会憲章唱和

#### ③ 挨拶

#### ④ 出発宣言

#### ⑤ 閉式